

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第12号）

こども支援課

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

母子生活支援施設の長及び母子支援員の資格要件に、「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を加える。

3 施行期日

令和8年3月1日